

# 群馬県柔道連盟規約集



群馬県柔道連盟規約

群馬県柔道連盟規約施行細則

細則 別添1

(宿泊・旅費・日当等支給に関する内規)

細則 別添2

(会員の会長表彰に関する内規)

細則 別添3

(弔慰救済に関する内規)

細則 別添4

(海外へ派遣される者に対する支出に関する内規)

平成 20 年 4 月

# 群馬県柔道連盟規約

## 第1章 総則

第1条 本連盟は群馬県柔道連盟と称する。

第2条 本連盟は事務所を群馬県前橋市勝沢町530番地柗澤博之方におく。

第3条 本連盟は全日本柔道連盟に加盟し、柔道の普及発展並びに会員の親睦融和を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 県内の各種試合、大会の開催並びに後援
2. 県外試合、大会への群馬県を代表する選手の派遣
3. 講習会、講演会等の開催並びに後援
4. 柔道に関する調査、研究
5. 指導者の養成並びに昇段進級の審査
6. 刊行物の発刊
7. 前各号のほか必要と認められる事業

第5条 本連盟に属する者の段位は、講道館の段位による。段位推薦の手続きは講道館内規による。

## 第2章 組織

第6条 原則として本県内に居住する者又は勤務。在学する者で、本連盟の趣旨に賛同し、入会すると共に全日本柔道連盟に登録した者を以つて組織する。

第7条 本連盟に13支部をおく。支部に関する規定は別にこれを定める。

## 第3章 会議

第8条 本連盟の会議は次のとおりとする。

1. 総会
2. 常任理事会
3. 理事会
4. 高段者推薦委員会

第9条 会議は定数の過半数を以つて成立し、その議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の裁決による。

第10条 会議は会長が召集する。総会の議長は会員の中から選出し、常任理事会及び理事会の議長は会長がつとめる。

- 第11条 総会は本連盟の最高決議機関であって年1回開催する。但し、必要により臨時総会を開催することができる。
- 第12条 総会は次の事項を審議する。
1. 規約の制定並びに変更
  2. 予算並びに決算の承認
  3. 役員を選任
  4. その他、本連盟の目的達成に必要な事項
- 第13条 常任理事会は会長の諮問に関する事項を審議する。
- 第14条 理事会は次の事項を審議する。
1. 総会において理事会に委任した事項
  2. 総会に提出すべき議案
  3. 総会の議決に基づく企画立案
  4. 総会に付議すべき事項にして緊急を要するもの
  5. 総会の決議を要しない会務執行に関する事項
  6. その他必要な事項
- 第15条 高段者推薦委員会は、六段以上の昇段に関することを審議する。  
この委員会は会長が委嘱する。

## 第 4 章 役 員

- 第16条 本連盟に次の役員をおく。
- 会長1名  
副会長若干名  
理事長1名  
副理事長若干名  
常任理事16名以内  
理事55名以内  
監事若干名  
評議員施行細則第3条の定めによる人数以内
- 第17条 本連盟役員を選任及び任期は次のとおりとする。
1. 会長は、選任された常任理事(会長・副会長を除く)をもつて構成する常任理事会の推薦により総会において選任決定する。
  2. 選任された会長は、副会長・監事若干名及び理事長1名・副理事長若干名を推薦し理事会の承認を得て任命する。
  3. 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。欠員の補充で就任した者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第18条 理事は各支部長、各部の部長、各団体の代表及び指名理事とする。  
評議員は施行細則の第3条により推薦されたものとする。

- 第19条 本連盟に顧問、名誉会長、常任相談役、相談役、参与をおくことができる。
- 第20条 顧問、名誉会長、常任相談役、相談役、参与は理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 第21条 役員職務はつぎのとおりとする。
1. 会長は本連盟を代表し、会務を総裁する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
  3. 理事長は会長の指示を受け会務を掌理し、その執行にあたる。
  1. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはこれを代行する。
  5. 理事は本連盟の重要な事項を審議掌理する。
  6. 監事は本連盟の業務及び会計を監査する。
  7. 評議員は総会の議事を審議する。
  8. 顧問、名誉会長、常任相談役、相談役、参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 第22条 本連盟は第4条の事業及び事務の円滑な運営をはかるための機関をおく。細則については別に定める。

## 第 5 章 会 計

- 第23条 本連盟の経費は、会費、寄付金、その他の収入を以ってこれに充てる。
- 第24条 本連盟の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。
- 第25条 本会計の決算は2月末日までに終了し、監事の監査を経て総会の承認をうけるものとする。

## 第 6 章 表彰・罰則

- 第26条 本連盟会員にして、本会の目的達成のため特に貢献し、又は本連盟の名誉を著しく高揚したとき、会長は内規によりこれを表彰することができる。
- 第27条 本連盟会員にして、本連盟規約若しくは決議に違反し、又は柔道修行者としての名誉を著しく毀損したときは、理事会の決議により会長はこれを戒告、謹慎又は除名することができる。

## 第 7 章 付 則

- 第28条 この規約施行について必要な細則は理事会の決議を経て別にこれを定める。

第29条 本連盟の役員は後任者に事務引継ぎをするまで担当事務を遂行しなければならない。

第30条 本規約は平成12年4月16日から実施する。

《群馬県柔道連盟規約改正経過》

昭和25年12月17日制定

昭和43年3月23日一部改正

昭和46年8月10日一部改正

昭和48年9月1日一部改正

昭和61年4月6日一部改正

平成2年4月1日一部改正

平成11年4月11日一部改正

平成12年4月16日一部改正

平成20年4月3日一部改正

# 群馬県柔道連盟規約 施行細則

《目的》連盟規約(以下本規約という)の円滑な運用を図るため次のとおり細則を定める。

第1条1. 本規約第4条の事業を行うため、下記の機関を設ける。

①庶務部②会計部③審議部④指導部⑤普及部  
⑥強化部⑦広報部⑧行事部⑨審判部⑩登録部

2. 各部長は会長が委嘱する。

3. 任期等は本規約第17条第2項に準ずる。

第2条 本規約第7条に規定する支部は次のとおりとする。支部の規約は原則として、本規約に準ずるものとする。

①勢多・前橋②高崎③桐生④佐波・伊勢崎  
⑤太田⑥利根・沼田⑦邑楽・館林⑧北群馬・渋川  
⑨多野・藤岡⑩碓氷・安中⑪甘楽・富岡⑫吾妻  
⑬みどり

第3条1. 本規約第8条の総会は、本規約第16条に規定する役員、及び、名誉会長、常任相談役、相談役、参与、評議員をもつて行う。

2. 支部推薦評議員は、各支部において次の基準によって推薦する。

イ)六段以上の者10名につき1名を推薦する。

但し、該当者が10に満たない場合は1名。10の倍数を超える場合はその端数5以上をもって1名を加える。

ロ)各支部は、五段以下の者1名を推薦することができる。

3. 団体推薦の評議員は1団体につき1名とする。

4. 指名評議員を若干名おくことができる。

第4条 本規約第5条による講道館段位を、本会において昇段申請中の者は、当該段位として県内公式戦に出場できるものとする。

第5条 会員の旅費等に関する内規を別添第1のとおりとする。

第6条 会長の表彰に関する内規を別添第2のとおりとする。

第7条 弔慰救済に関する内規を別添第3のとおりとする。

第8条 柔道使節、指導者及び役員、選手となって海外派遣される者に対する支出に関する内規を別添第4のとおりとする。

第9条 その他特別の事項の生じた時は、理事会で協議する。

平成20年4月3日一部改正

[別添第1]

## 宿泊・旅費・日当等支給に関する内規

第1条 宿泊・旅費・日当等の支給基準は次のとおりとする。

宿 泊	役 員 監 督 審判員 等	・指定がある場合 指定の額とする。 ・指定がない場合 1泊12,000円を支給
	選 手 等	・指定がある場合指定の額とする。 ・指定がない場合1泊10,000円を支給
旅 費	役 員 監 督 審判員 等	・運賃は実費を支給する。基点は前橋市とする。 ・関東圏内は特急料金を支給する。但し、東京 神奈川、千葉、山梨は新幹線料金を支給する。 ・関東を越える地域は新幹線料金を支給する。
	選 手 等	・運賃は実費を支給する。基点は前橋市とする。 ・関東 圏内は特急料金を支給する。 ・関東を越える地域は新幹線料金を支給する。
日 当	役員等	・日額3,000円を支給する。
	選 手	・支給しない。
昼食代	役員等 選 手	宿泊を伴い、かつ主催者から昼食が支給されな いとき日額1,000円を支給する。

第2条 国体派遣の補助費は次のとおりとする。

補 助 費		宿 泊 代・旅 費
成年監督	40,000円	県より所定額を支給する
少年監督	30,000円	〃
成年コーチ	25,000円	県の支給額に準ずる
少年コーチ	20,000円	〃
成年選手	20,000円	県より所定額を支給する
少年選手	10,000円	〃

第3条 その他

①連盟内部の県内行事においては、旅費。日当を支給しない。

平成11年4月11日一部改正

〔別添第2〕

## 会員の会長表彰に関する内規

### 第1条(目的)

群馬県柔道連盟の会員として、柔道の普及振興に貢献した役員、又は選手等を表彰し、以つて本連盟の発展を図ることを目的とする。

### 第2条(推薦・選考委員会)

会長が指名した若干名を以つて委員会を組織し、下記推薦基準により候補者を推薦する。

### 第3条(推薦基準)

推薦基準は次の各号によるものとする。

#### 1. 役員

- ①支部長3期、通算6年以上の者
- ②理事以上の者及び規約第18条の機関に在籍の者で功績顕著と認められる者

#### 2. 選手

- ①国体出場通算5回以上にわたる者
- ②県選手権を通算3回以上獲得した者
- ③関東大会第3位以内、全国大会第5位以内に入賞した個人又は団体、及び特に会長が認めた国際大会の入賞者

#### 3. 特に委員会が認めた者

### 第4条(附則)

- ①既に県・国で表彰された個人・団体についても前条に該当する場合は重ねて表彰する
- ②表彰は、賞状と記念品を贈る
- ③表彰は、原則として定期総会において行う

平成19年1月21日一部改正



[別添第3]

## 弔慰救済に関する内規

### 第1条(死亡の場合)

1. 理事以上

- ・ 本人→ 30,000円、花輪(時価)
- ・ 配偶者、同居親族→花輪(時価)

2. 副部長

- ・ 本人→ 10,000円、花輪(時価)
- ・ 配偶者、同居親族→花輪(時価)

3. その他、特別な事項が生じた場合は会長決裁による

但し、上限50,000円とする

### 第2条(疾病・負傷等の場合)

重症及び重傷の場合を対象とする。

1. 理事以上→ 30,000円以下
2. 副部長→ 20,000円以下
3. 特別な事項については、第1条第3項に準ずる

### 第3条(罹災の場合)

火災、水害の被害を蒙った場合を対象とする。

1. 理事以上→ 30,000円以下
2. 副部長→ 20,000円以下
3. 特別な事項については、第1条第3項に準ずる

### 第4条(その他)

1. 各支部において会員等の死亡に対して花輪を贈る場合、連盟の名称を用いることを妨げない。但し、費用は支部負担とする。
2. 上記に定めのない事項が生じたときは、会長の指示による。

平成12年4月16日一部改正

[別添第4]

## 海外へ派遣される者に対する支出に関する内規

### 第1条(対象となる条件)

1. 本連盟会員であること。
2. 柔道使節、指導者、役員選手等となって海外へ派遣される者。
3. 公文書と認められる派遣依頼書のあること。

### 第2条(支出する額)

1. 派遣する団体が費用の一切を負担する場合。  
20,000円とする。
2. その他の場合、派遣依頼書を検討し会長がこれを決定する。  
上限100,000円とする。

昭和61年4月6日制定